

## 第 5 2 回宮城県国土利用計画審議会

- 1 開催日時 平成 21 年 10 月 16 日（金） 午後 2 時から午後 3 時 55 分まで
- 2 開催場所 宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室（仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号）
- 3 出席者  
委員 稲村肇委員，大槻憲四郎委員，渡邊祥音委員，木村敏男委員，佐々木恵子委員，  
小関富雄委員，藤原範典委員，熊谷盛廣委員，井口経明委員，渡辺政巳委員，  
岩谷芳江委員，渡辺能久委員，櫻井やえ子委員  
事務局 佐藤企画部長，藤井企画部次長，相原土地対策課長，佐々木副参事兼課長補佐，  
山田課長補佐（計画指導班長），森主幹，千葉主幹，柳谷主査，佐藤主事

### 4 議 事

- (1) 宮城県国土利用計画（第五次）について
- (2) その他

### 5 会議の概要

- (1) 午後 2 時，司会の佐々木土地対策課副参事兼課長補佐が開会を宣言し，会議が有効に成立する旨の報告を行った。（委員 15 人のうち 13 人出席）
- (2) 佐藤企画部長のあいさつの後，稲村会長が国土利用計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき，議長となって議事に入った。
- (3) 議事の(1)について，相原土地対策課長が説明を行った後，質疑が行われ，「宮城県国土利用計画（第五次）」について計画原案として了承された。また，今後，市町村長への意見聴取等により計画の趣旨に影響を及ぼさないような軽微な修正が生じる場合，会長と事務局に一任することが了承され，審議会を終了した。

### 6 議事録（発言要旨）

#### 事務局

これより議事に入りますが，国土利用計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により，会長が議長を務めますので，稲村会長に議事の進行をお願いいたします。

#### 稲村会長

それでは，規定に基づきまして，議長を務めさせていただきますので，よろしく申し上げます。はじめに本審議会は公開を原則としております。

ついては，本日の案件は，特に非公開とすべき個別案件がないものと判断し，公開することといたしましたので，御了承をお願いいたします。

次に，審議会運営規程第 5 条第 1 項により議事録署名委員を指名させていただきます。

本日は，木村敏男委員及び小関富雄委員のお二人をお願いいたします。

それでは，議題の「(1) 宮城県国土利用計画（第五次）」について，事務局から説明願います。

#### 相原課長

資料 1 から資料 5 及び追加資料を説明

稲村会長

一番最後の追加資料の説明の中で、素案修正案に反映しなかった意見についても、門前払いの形ではなく十分に検討されたということの説明をいただきました。

それでは、ただいま説明のありました内容について、まず御質問だけお受けしたいと思います。どなたかございませんか。

渡辺（政）委員

追加資料の2の(2)に、「県中南部地域」の県立自然公園の例示の中に「船形連峰」を追加しない旨記載されています。県立自然公園は県が指定するものなので、全て記載すべきと考えますが、記載する・しないの線引きはどのようになっているのですか。

相原課長

自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の区分がございますが、この記述に関して、市町村から「もっと例示を増やしてほしい」という要望がございました。本計画は県土利用上の基本的な考え方を示すものであり、個別の詳細な内容まで記述するものではないことから、自然公園については、各地域ごとに国立公園、国定公園及び県立自然公園を1つずつ例示しております。

渡辺（政）委員

貴重な自然の風景地の環境を保全するため県が県立自然公園を指定しているにもかかわらず、県計画に全て記載しないというのはどうかと思います。全て記載することを通じて、県立自然公園は、県土資源の中でも大変貴重なものであるということを多くの県民に示していく必要があると思います。

大槻委員

先程お話のあった追加資料の2の(2)の意見の趣旨は、資料5の12ページの「県北西部地域」に「県立自然公園船形連峰」が記載されている一方、「県中南部地域」にはその記載がないので、「県中南部地域」にも記載してほしいということだと思います。そこで問題となるのは、各地域ごとに、どの県立自然公園の例示をあげるかということだと思います。

稲村会長

先程事務局から、自然公園については、各地域ごとに国立公園、国定公園及び県立自然公園を1つずつ例示している旨回答がありました。参考までにお伺いしますが、県立自然公園の維持・管理はどのようになされているのですか。

事務局

県立自然公園は県が指定し、県がその維持・管理を行っております。

稲村会長

県立自然公園を所管している課は、どちらの課ですか。

事務局

環境生活部自然保護課で担当しています。

渡辺（政）委員

本計画の中に記載されていない県立自然公園は他にもあります。それらも追加することによって、県内にこれだけ貴重な自然環境を有するところがあるということを示すことができますし、県立自然公園は県が指定するものなので、全て記載しないのはおかしいと思います。

相原課長

県立自然公園の例示について、検討させていただきます。ただし、先程も申し上げましたとおり、

本計画は県土利用上の基本的な考え方を示すものであり、自然公園に関する個別の詳細な内容については、個々の公園計画の中に位置付けられるものと考えております。これらのことを踏まえ、本計画上、各地域ごとに国立公園、国定公園及び県立自然公園を1つずつ例示していることについて、御理解いただきたいと思います。

#### 渡辺（政）委員

環境問題が取り出たされている中で、自然公園は保護されるべき区域であり、そのことを県民の皆さんに知っていただくことが重要だと思います。本計画の中に記載されていない県立自然公園は他にもあり、しかも県立自然公園は県が指定するのになぜ全て記載しないのか疑問に感じます。記載する・しないの線引きとして、県立自然公園の指定区域面積が大きいものは例示する、というような基準があるのですか。

#### 稲村会長

自然保護の観点から土地利用をとらえた場合、自然公園も重要ですが、森林、河川、水面なども重要であり、自然公園だけ特別に取り上げて個別具体的に記載する必要はあるのかと感じます。参考までにお伺いしますが、県立自然公園は何箇所あるのですか。

#### 事務局

県立自然公園は8箇所ございます。

#### 稲村会長

県立自然公園の例示に関して、他の委員の方の御意見をお受けしたいと思います。どなたかございませんか。

#### 佐々木委員

資料2のパブリックコメントに関する説明の中で、県民から寄せられた意見はなかったとのことでしたが、問い合わせもなかったのでしょうか。本計画は、県民のために土地利用のあり方を示すものと考えていますが、それに対する県民の関心があまりにも少ないと感じております。今議論になっている自然公園について、自分の身近にある、あるいは知っているところも記載されることによって、本計画への県民の関心が高まるのではないかと思います。

#### 相原課長

県立自然公園だけではなく、河川や、山地についても、全てを記載しているわけではなく、代表的なもののみを記載しています。自然公園についても全てを記載するのではなく、河川や山地と同様に代表的なもののみを記載するというところで整理させていただきたいと思います。

#### 稲村会長

国土利用計画は、個別具体の名称等を記載するような性格のものではないという制約があると思います。仮に計画本文に入れたとしても、なぜ県立自然公園だけ全て記載するのかということになりかねませんし、添付資料として県立自然公園の全てを記載するというのであれば問題ないと思います。添付資料などは付けるのでしょうか。

#### 事務局

最終的に来年2月県議会に提案して同意をいただきましたならば、製本し、成果品として取りまとめることとなります。計画本文の後ろに参考資料として、各地目別の面積の目標値のより詳しいもの、地目別の定義、策定の経緯などを添付する予定ですが、今議論になっている県内にあるすぐれた自然資源としてどのようなものがあるかといったものまでは、これまでは添付しておりません。

#### 稲村会長

添付資料に載せるということについて、渡辺政巳委員はどのようにお考えでしょうか。

渡辺（政）委員

県立自然公園は県民の皆さんにあまり知られていないと思います。添付資料でも、県民の皆さんの目に触れるようであればいいと思います。

稲村会長

計画本文に県立自然公園だけ全て記載することは、国土利用計画の性格からも難しいと思いますので、添付資料に載せるというようなことで検討していただきたいと思います。

木村委員

県立自然公園の記載については、添付資料に載せるということでもいいとは思いますが、地域別の概要に「県立自然公園松島」が「県中南部地域」と「県北西部地域」の2箇所に記載されています。松島は県立自然公園というより特別名勝の意味合いが強いので、あえて「松島」を2回記載するよりも、他の県立自然公園をPRするために記載してはどうでしょうか。

大槻委員

「伊豆沼・内沼」も2箇所に記載されていますが、どういうことでしょうか。

相原課長

地域別の概要については、第四次計画からこのような記載をしているものです。あくまで地域区分ごとに記載しているので、またがっているものについては、重複してしまいます。

稲村会長

全てを記載するのであれば、地域区分にまたがるものを重複して記載するのもしむを得ないでしょうが、地域区分ごとに例示をあげるのであれば重複を避けて記載するのが普通ではないでしょうか。

相原課長

添付資料の作成も含めまして、検討させていただきます。

稲村会長

それでは次に、大槻委員から意見をまとめた用紙の提出があつて、皆さんにお配りしておりますので、大槻委員から説明をお願いします。

大槻委員

本日お配りした意見として、骨格に関わることを4点あげています。

まず1点目として、枕詞的なキーワードの繰り返しが多すぎます。「適切な」とか「自然との共生」とかが繰り返し出現します。基本構想の中で明確に述べれば、繰り返し出さなくてもいいと思います。そのことが全体の趣旨を薄めていると感じます。そういうものを削除することで、文章量を6割に縮小し、もっと書くべきことを15パーセントくらい追加してはどうでしょうか。計画にはページ数の制約があるので、県民の皆さんが読みやすいようにするには、今提案したようにしてはどうでしょうか。

それから2点目は、目標設定の問題点です。これはこの審議会の議論の中で、委員の方々の不満がたまっていることでもあります。「目標」と言っても、過去の外挿であるので、なぜそれを「目標」とするのかということです。今回、新たに計画を策定して目標を設定するので、「目標」を過去の外挿と峻別して明確に示すべきではないかということです。これを明確に示さないと、計画の終了時点で評価ができません。計画を評価するために、外挿と目標を峻別すべきです。これはかなり大変だとは思いますが、現時点でできることを努力すべきではないでしょうか。特に資料5の10ページの表に、外挿値と目標値の二つを設ければ、県の意思がはっきりしてきます。たとえ数値が僅かしか違わなくても、そこに施策の結果が如実に反映されるので、表にも目標と外挿の二つを記載してはどうか、ということです。

それから、3点目は先程も議論になりましたが、「県中南部地域」、「県北西部地域」及び「県北東部地域」という分け方についてです。つまり、「都市」、「農山漁村」、「自然維持地域」という区分、または「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」、「工業・商業用地」、「その他」という区分や、さらには「山地と里山」、「平野と農地」、「海岸地域」、「住宅地」、「都市」、「商工業地域」というような土地利用区分と地理・地形的区分を組み合わせた区分の方が、土地の利用の仕方は地形によって変わってくるので、このような区分にした方がすっきりと書けるのではないのでしょうか。県は各市町村の区域にしたがって何かをするわけではないので、土地利用形態を同時に反映したような地域区分で記述の方がよいと思います。そうすれば記述がすっきりして、記述内容の10パーセントは減らせると思います。

4点目は2点目ともかかわってきますが、資料5の12ページから13ページに目標面積がどのくらいになると記載されていますが、文章の末尾が「…となる」となっています。これは計画としてふさわしい表現ではないので、「…にする」という書き方にすべきだと思います。

以上が骨格に関わることであって、これ以外に記載している個別的なことは、時間がないので、事務局で検討していただきたいと思います。

#### 稲村会長

ありがとうございました。事務局にお答えいただく前に、何点か言わせていただくと、確かに1点目の指摘のとおり、この計画で文言が重複していることが多くありますが、「県土利用の現状と課題」と「本計画を達成するために必要な措置」で、同じ表現を用いなければ、どのような課題に対してどういう対応をするのかわからなくなってしまうので、同じ表現を用いなければならぬところは当然にあると思います。それも考慮して、なるべく重複をさけるよう事務局に努力していただきたいと思います。

2点目については、外挿と目標を区別することは確かにいいと思いますが、過去の数値はある程度過去の政策が反映されて出てきたものなので、過去のデータを単純な外挿と扱うことはできないと思います。

3点目の「県中南部地域」、「県北西部地域」及び「県北東部地域」という分け方については、広域生活圏の考え方が基になっていると思います。それが、自然特性と合っていないかもしれませんが、新たな区分とするよりは、既存の広域生活圏のままでもよろしいかと思います。

4点目については、大槻委員のおっしゃることが御もつともで、「…となる」という表現は第三者的で、「…とする」とした方が計画としてふさわしいと思います。

私個人の意見を述べましたけれども、事務局から説明、回答をお願いします。

#### 相原課長

1点目については、稲村会長からお話があったとおり、課題に対応する形で、考え方、対応策を示しております。よって、同じような文章が何度も出てくる結果になっております。文章については、なるべく簡潔に記載するよう努力をしていますが、この点については、課題に対応する考え方、対応策を記載している結果でありますので、御理解いただきたいと思います。

#### 稲村会長

見直す余地があれば、見直す努力をしていただきたいと思います。

#### 相原課長

了解しました。

また、地域区分については、国から方法が示されておりまして、自然的、社会的、経済的及び文化的条件を考慮して定めることとなっています。ご指摘のように、土地の利用形態のみに応じて地域の範囲を決めるようにはなっておりません。

#### 大槻委員

それでは、私が提案した区分で記載した後に、県中南部地域等の地域区分を書く方法もあるのではないのでしょうか。つまり、土地利用形態などから西部の山岳地帯、平野部、海岸部といった区分

の方がすっきりと記述できると思います。どうしても地域別に区分しなければならないのであれば、私が提案した区分の後に県中南部等の地域区分として記載する方法もあるのではないのでしょうか。

稲村会長

資料5の10ページに「地域別の概要」があって、それぞれの地域別の概要は以下のとおりとありますが、それぞれの地域の範囲は以下のようにするという前に大槻委員の提案する区分で記載するというのでしょうか。事務局としてはどうでしょうか。

相原課長

県の国土利用計画は、その全国計画を基本として定めるということになっており、国の考え方、枠組みなどが大きく影響するものであります。他の計画と違って、県が独自に計画を策定するというのは法律上難しいため、国と同じような計画策定、記述の仕方になっております。先程の「…となる」という表現も全国計画で使っているものであります。

しかし、すべて全国計画の表記どおりにしなければならないというのではなく、例えば、「自然との共生・循環」といった言葉については、国の言葉どおりではなく、県として重点を置くためにメリハリをつけているものです。この説明についても、納得していただけないところがあると思いますが、そういった制約の中で書かせていただいたということを御了解いただきたいと思います。

大槻委員

そのようことを言っているのではありません。書き方まで国から縛りがあるのですか。そのようなことはないと思いますが。

相原課長

一字一句こうしなさいというような縛りはありません。

大槻委員

落とせない項目は記述しなければならないと思いますが、書き方についてまで規制はないのでしょうか。先程の「…となる」という文章の末尾に関して、全国計画で「…となる」という表現を用いているので、県計画でも「…となる」にしなければならないということではないと思います。

相原課長

先程の「…となる」という言葉に関しては、例示として申し上げたものでありまして、これ以外の適切な表現があるのであれば、検討させていただきたいと思います。

稲村会長

先程大槻委員から4点目としてご説明のあった、「…となる」というのを「…とする」ということについては、県の意思が現われるような表現にさせていただきたいと思います。

佐藤部長

「…となる」、「…とする」という表現に関してですが、国土利用計画には確かに県の意志を表している部分もございますが、それだけではありません。民間の動きなどもありますので、県の意志だけで、目標値が決まるわけではないというのが、「…となる」と表現している理由の一つであります。仮に「…とする」という表現にすれば、県の意志のみによって目標値が決まってしまうという誤解を招く可能性があると思います。

稲村会長

しかし、目標であるのに「…となる」という表現を使うのはおかしいと思います。目標であれば「…とする」と表現するのが普通ではないのでしょうか。

佐藤部長

確かに通常であれば、そのような表現が適切であると思われます。ただし、この計画の性格上、このような「…となる」といった表現にせざるを得ないところがあります。

大槻委員

ですから、過去からの外挿と目標とを区別して書くべきではないかと話しているのです。

佐藤部長

その点につきましては、先程稲村会長からもお話がありましたように、これまでのデータにつきましては、これまでの土地利用に係る政策の成果や、行政の政策以外の民間の動きも当然反映されてきたものであり、何もしない場合の数値として扱うわけにはまいりません。

大槻委員

それでは「…となる」という表現ではなくて、他の部署の施策等も踏まえて、こうなるのが望ましいと示すことがこの部署の価値だと思います。

稲村会長

他の委員の方の御意見もお伺いしたいと思います。熊谷委員はどのようにお考えでしょうか。

熊谷委員

初めは大槻委員の意見を聞いて、納得していましたが、数値に関しては一つの目標ではありますが、県が主体的に実現していく性格のものではないと考えるので、部長の言うとおりの「…となる」という表現でいいのではないのでしょうか。

大槻委員

それなら、目標という言葉はふさわしくないと思いますが。

稲村会長

小関委員はどのようにお考えでしょうか。

小関委員

大槻委員からこのような意見があったからには、これまでの殻を破って考えてはどうでしょうか。地域区分についても、従来このようにしてきたからといって、今後も従来どおりに対応できるかは難しいと思います。そのため、大槻委員からの意見を取り入れた形でもいいと思います。

稲村会長

最終的には、私と事務局に任せていただきたいと思いますが、藤原委員はどのようにお考えでしょうか。

藤原委員

正直よくわかりません。私の意見は素案修正案を渡された時に事務局に伝えてあります。今のお話は十分に理解できませんでした。

稲村会長

委員の皆さんの意見も、部長の意見もよくわかりました。これまでの経緯や国土利用計画の性格があるのは事実ですが、少しでも県の国土利用計画として、積極的な計画にできればいいと思っています。たった一つの表現であっても、国の関係省庁や市町村の意見も踏まえ、事務局で検討していただきたいと思っています。

他に御意見等はございませんか。

## 岩谷委員

私は農地が減っていくことを非常に懸念しています。前回示された数値より2平方キロメートル農地の目標値が増えており、少しはお考えいただいたのかなと思いますが、それにしてもずいぶん減ります。こういうことでいいのかなと思います。今政府は無駄を省いて必要なところに割り振るという作業を一所懸命やっていますが、農地の減少傾向はこのまま続くのかという思いがします。これまでの審議会の議論の中で、これから少子化になっていくのだから宅地をこんなに増やさなくてもいいのではないかという意見もありました。ですから、宅地の目標値をもう少し減らして、その分、農地の目標値をもう少し増やすというような方向で考えていただきたいと思います。

## 相原課長

本計画の目標値につきましては、過去の政策がある程度反映されているトレンドを基に推計を行う地目もありますし、あらかじめ事業計画が定まっている地目については、その事業計画面積を基に、目標値を設定しております。いずれの場合も、関係各課とやりとりをしながら、政策的な要素を最大限に加えて目標値を設定しております。宅地の目標値につきましては、各担当課からの基礎データの収集に加え、今後宅地行政がどのような方向に進んでいくのかなど、各担当課にいろいろと疑問を投げかけ、調整を図りながら目標値を設定しているということを御理解いただきたいと思います。

なお、目標値につきましては第五次計画期間の10年間同じということではなく、計画策定より概ね5年後には見直しを行うということ、新たに盛り込んでおります。また、目標値に限らず検証できるものは検証していきたいと考えております。

## 大槻委員

その説明では納得できません。そうであれば目標ではなく単なる将来予測にすぎないということが、これまでもずっと議論されてきました。それは委員の皆さんも御存知のはずですし、議事録を見ていただければわかります。単なる将来予測だけであればこの審議会は必要なかと疑問を感じます。稲村会長からもお話があったように、この辺で将来予測から本当の意味での目標値設定へと切り替えていただきたいと思います。一気に変えることは難しいと思いますので、その芽を感じられるようなものにしていただきたいと思います。

## 稲村会長

先程岩谷委員から、前回示された数値より2平方キロメートル農地の目標値が増えているが、平成19年から平成32年にかけて農地面積が73平方キロメートルも減少することを懸念しているという意見が出されましたが、私もよくわかります。他の地目の内容もみてみますと、道路面積は14平方キロメートルの増加が見込まれていますが、これは前回の審議会における議論を踏まえ、見直しを行い、3平方キロメートル増加幅を縮小した後の数値である旨事務局から説明がありました。また、住宅地面積は11平方キロメートルの増加が、また工業用地面積は9平方キロメートルの増加が見込まれています。この目標値は例えば、企業誘致に伴い各市町村が計画を立てて工業団地を造成する、あるいは仙台市の地下鉄東西線整備に伴い地下鉄沿線の農地を転用して住宅開発をする、それらの結果の積重ねになっていて、県の裁量で目標値を柔軟に設定できる部分が限定されているのも事実だと思います。そのような制約がありながらも目標値を設定しましたので理解してください、となったら、審議会は必要ないのではという大槻委員の意見もよくわかります。地下鉄沿線に住宅開発をしたいという仙台市の意思や、企業を誘致し工業団地を造成して大手製造メーカーに来てほしいという市町村の意思もあるので、農地が大事だから農地を絶対減らせないというような目標を、県の立場としてなかなか立てられないのではないかと思います。その妥協として、先程大槻委員から4点目としてご説明のあった「地域別の概要」の目標値に関する文章の末尾が「・・・となる」と表現されてきたのかなと思います。単なる各市町村のデータの積み上げだけで目標値を設定するのでしたら審議会は必要ないわけで、ぜひ農地、森林、環境を守っていくという姿勢を強く打ち出していきたいと思います。ただし、だからといって農地の目標値の減少幅を73平方キロメートルから例えば55平方キロメートルまで縮小しましょうという話にはならないと思います。いずれにしても、各市町村のデータ、他の様々なデータの積み上げで目標値を設定している部分もある



ということを理解しなければならないと思います。

#### 佐藤部長

農地が減少することについて大変危惧を持っているのは事実であります。農地の目標値を設定するに当たって、耕作放棄地の増加傾向をかなり考慮しております。耕作放棄地は年々増えており、そのことが農地の減少の一つの大きな要因になっております。県土の利用区分上、耕作放棄地は「その他」に含まれております。平成19年の「その他」の面積は625平方キロメートルとなっております。本来ならもっと耕作放棄地が増え、農地が減り、その結果「その他」が増えるという傾向にならざるを得ないと考えております。このような状況の下、耕作放棄地対策として、今年度から耕作放棄地を農地へ復元する取組などが展開されております。耕作放棄地対策の推進により耕作放棄地が実際どれくらい減少するかわかりませんが、耕作放棄地の減少に伴い、「その他」の数値も減少していくということについて御理解いただきたいと思っております。

#### 櫻井委員

ただ今、耕作放棄地のお話がありましたけれども、今、親が亡くなりますと相続の問題ができてきます。そうすると、権利だけは主張され、土地の分散化により、土地を守ることができなくなっていると思っております。農地を守る私たちにとっては、政府の方針にも問題があるのではないかと感じております。そういう気持ちを皆さんが抱いていて、土地を相続するけれども少ないのでそのまま放置しているのが現状だと思います。そこで、政府には、農地を守る人が農業を継続していけるような施策を進めていただければいいと思っております。

#### 稲村会長

ただ今の意見については、民主党が打ち出している農家の個別所得補償などにもつながってくるのではないかと思います。

他に御意見等はございませんか。

#### 渡邊（祥）委員

地球温暖化によって、だいぶ砂漠化などが進み、地球規模で作物がとれなくなってきました。それから世界的にみますと、飢餓で苦しんでいる子供たちもおりますし、食料不足で苦しんでいる国もあります。私たちは、食料自給率の向上、地産地消ということであるべく耕作放棄地を発生させないように一所懸命頑張っております。他の委員の方からお話がありましたように、単に耕作放棄地が増えているわけではないということを理解していただきたいと思っております。それから、高速道路をよく通るのですが、車から山を見ましても木が全部伐採されていて、そこに住宅団地が造成されているのです。全部コンクリートや道路で固められている状況をみますと、雨降りの際の水がどこにたまるのかなと思っております。その水が直接市街地の方に流れ出て、市街地が洪水になるということも少なくありません。この間台風18号が通過した日、ちょうど東京から帰ってくる際、新幹線から眺めた風景は、田んぼがプール化し、水が満杯状態となっております。この水が一気に流れ出たら大変だろうな、どっかにひずみがくるだろうなと考えながら帰ってきました。このようなことから、たとえ耕作放棄地であったとしても、多面的な機能を持っているということを理解していただきたいと思っております。耕作放棄地に関しては、資料5の9ページの⑱に「農用地としての活用を積極的に図る。なお、農用地として活用が困難な場合には、それぞれの地域に状況に応じて森林等農用地以外への転換により有効利用を図る。」とあり、これはいいことだと思います。また、「自然再生のためのオープンスペースとしての再利用」もいいことだと思いますが、なるべく「居住用地や事業用地としての再利用」はしないで、県、ひいては日本の食料確保のためにも、農用地としてそのまま維持できればいいと思っております。その点を十分にお考えいただきたいと思っております。

#### 稲村会長

今お話のあった「自然再生のためのオープンスペースなどとしての再利用」は、「都市の低未利用地」の記述の中で出てきますが、都市内の農地もこの中に含まれるのですか。

相原課長

都市の低未利用地というのは、たとえば空き地、空き家、空き店舗などです。

稲村会長

定義があるのですか。都市内の農地もありますが、これは都市の低未利用地に含まれていないのですか。

相原課長

農地として活用されていれば、いわゆる低未利用地には該当しません。中心市街地で利用されなくなった空き店舗とか、それから引っ越しなどをなさってそのまま放置されている廃屋、それらの敷地など利用に供されていないものを低未利用地と考えております。

稲村会長

資料5の用語解説の9ページに「低未利用地」の記載がありますが、都市の低未利用地にも対応しているのかよくわかりません。都市内の農地が含まれるのかということも含めて記載いただけると誤解が生じないと思います。いずれにしても、農地は農地として利用されていくことが必要だと思います。他に御意見等はございませんか。

佐々木委員

農地を維持していくことの必要性については、他の委員の方と同じようにわかるのですが、正直なところ、実際どのくらい残せるのだろうと自問しますと、根拠になる考えを持っていないと感じました。私ども社会福祉法人が施設を建築する際も土地を転換するケースが多いのですが、農地を転用する際の農業委員会との絡みですとか、様々な施策と絡んでくる部分が大きいと思いながら聞いておりました。それが具体的な数値にすぐ現れなくても、この審議会として「目指すべきもの」を打ち出してもいいのではないかと思います。

稲村会長

他に御意見等はございませんか。

渡辺（能）委員

先程県土の利用区分の「その他」の中に耕作放棄地が含まれている旨説明がありましたが、だいぶ面積が大きいので、国との絡みはあると思いますが、その点をきちっと明記した方が読み手はわかりやすいと思いますがいかがでしょうか。

稲村会長

例えば、注意書き、あるいは内数として括弧書きすることにより、わかりやすくなればいいということでしょうか。

渡辺（能）委員

自分としてはそのどちらであってもわかりづらいと思いますし、県民の方が見ればもっとわかりづらいのではないかと思います。

稲村会長

「その他」の中に耕作放棄地がどれくらい含まれているのか、そしてその占める割合が非常に大きいのであれば、注意書き、あるいは内数として括弧書きしていただくとわかりやすくなると思います。

相原会長

その点について、検討させていただきます。

#### 渡辺（能）委員

それから、渡辺政巳委員もお話をされていましたが、やはりシンボルとなる県立自然公園を全て記載すべきということについては私も同じ意見で、もし注意書きで明記できるのであればお願いしたいと思います。このことを通じて、県立自然公園のことを深く知りたいと思う方は、県立自然公園のことを調べるきっかけにもなると思います。

#### 稲村会長

その点については、付属資料に載せていただくということでもよろしいでしょうか。

#### 渡辺（能）委員

そういった形でも構いません。

#### 大槻委員

本日各委員にお配りした、私のコメントを記したペーパーの「個別的」事項の中で、他の委員の方の意見を伺いたいことがあります。1点目は、資料5の6ページの「効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を推進する」とか、16ページの「効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積、高生産性農業の展開、大区画ほ場など高度な農業生産基盤を形成するとともに、利用度の低い農用地については、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入などの必要な措置を講ずる」という表現について、例えば農業を営んでいる方に納得をして読んでいただけるでしょうか。2点目は、5ページの「イ都市」に記載の「都市機能の集積等を推進しつつ」とか、「農山漁村との機能分担」とか、14ページの5の(2)に記載の「拠点となる中心都市を整備する」という表現について、不用意に用いると誤解を招くおそれもあると思います。補足しますと、1点目については、大区画ほ場を整備して担い手への利用集積を図るとか、リース方式にして貸し付けるとか、そういうことは、農業を営んでいる方が抱える複雑な問題と絡むものであって、それを不用意に用いていいのかということです。2点目の「都市機能の集積等を推進しつつ」とか、「農山漁村との機能分担」などの表現についても、都市はより都市へ、農山漁村はより農山漁村へという意図にもとらえられかねないので、それを不用意に用いていいのかということです。これらの点について、他の委員の方の意見を伺いたいと思います。

#### 稲村会長

ただ今大槻委員からお話のあった点について、事務局何かございますか。

#### 相原課長

先程も御説明申し上げましたが、県の国土利用計画は、その全国計画を基本として定めることになっております。委員の皆様から様々な意見がございました農山漁村における土地利用の考え方などについて、基本的には全国計画にならうというようなことで考えております。ただし、それは全都道府県が同じということではないだろうと思えますし、各都道府県で様々な検討を重ねながら策定しているものと思えます。大槻委員からお話のあった内容には、既に起きている現象やこれから生じる現象など、難しい面も含まれていると思えますが、基本的にはそれらを解決していこうという考え方の下に、このような表記になっているということについて御理解いただきたいと思えます。

#### 大槻委員

私は、このまま何も手を加えないと、これが県の施策、方針になってしまうのですが、それでもよろしいのですかということをお聞きしたいのですが。

#### 渡辺（政）委員

県内には兼業農家がたくさんいらっしゃると思います。例えば、丸森町を例に申し上げますと、中山間地域で営農している兼業農家が多く、これらの兼業農家が実は丸森町の景観を守っているのです。ですから、実際は大規模化といわれても無理なのです。ある地域では農地の利用集積を図る必要がある一方、中山間地域で農地を守るのであれば兼業農家として営農を継続していく必要があ

と思っています。だいたい7反から1反くらいの規模では兼業農家が多いので、勤めながら十分営農を継続できるのです。そのような方向付けがないと中山間地域の農地は守れないのではないかと感じておりますので、この点についてある程度は考えていただきたいと思います。

稲村会長

それはすごく難しい問題だと思います。本計画には、国の方針の中でも本県として適切だと思われるものを記述していると思います。それだけでは不十分と考え、渡辺政巳委員が今お話されたような点などの独自記載の検討を事務局にお願いしても、それには担保、つまり県の施策として何らかのバックアップがなければ、この審議会の場合だけで議論し合っても話にならないということになります。そういう意味で、国の施策の中で本県に合うものとして取り上げるもの、県の独自施策であれば各部局との調整の中で取り入れるもの、その中でも特に国土利用計画の中で強調したい部分を取り上げて県民の皆さんに御理解いただくことが必要だと思います。

大槻委員

渡辺政巳委員が今お話されたように、農用地の利用集積や大規模化、中山間地域における農業の視点など、バランスのとれた書き方をしていかなければならないと思います。

佐藤部長

資料5の6ページの「ロ農山漁村」のところをご覧ください。(イ)の「自然と共生した農林水産業の持続的発展」という表現は、まさに中山間地域で自然と共生し、土地や景観を守りながら農業を営んでいくことが、県土保全機能の向上につながるということを述べております。次の(ロ)では、大規模化し、担い手への農用地の利用集積を図り効率的な農業生産を推進するというようなことを述べております。本県の農業施策としても、担い手への農用地の利用集積を推進している一方、中山間地域での営農活動継続に対する支援も行っていると認識しております。

稲村会長

ここに抽象的ではあるけれども記述しているということについて、御理解いただきたいということでしょうか。

大槻委員

そのことが明確になるような書き方をしていただかないと、誤解を招くおそれがあると思います。

稲村会長

いずれにしても、ここで出た意見は議事録として残りますし、そういう意味で次回に向けて本日もこういう意見があったということはきちんと次回に引き継いでいただきたいと思います。過去の経緯やこれからの方針もあり、今回出された意見がそのまま全部取り入れられるわけではありませんので、ぜひ次回への引き継ぎと、議事録のとりまとめをお願いします。

他に御質問等はございませんか。

木村委員

文言の整理に関する細かい話ですが、今回「間伐等の手入れの不十分な森林」の文言が4か所出てきます。これに続く言葉として、資料5の2ページと7ページでは「の増加」という言葉を用いておりますし、6ページと14ページでは「の発生」という言葉を用いております。「間伐等の手入れの不十分な森林が発生する」という言い方はあまりしておりませんので、できれば「の増加」に統一していただきたいと思います。

稲村委員

いずれにしても定義は明確でなければなりませんので、同じ言葉に統一していただきたいと思います。また、全体的に省いていいものがあるのであれば、なるべく重複をさけてすっきりするようにお願いします。

他に御質問等はありませんか。よろしいでしょうか。次回は今年度の最後の会議になりますので、今回いただいた意見への対応を事務局で検討していただき、特に御意見をいただいた委員にはこのように対応したいということの事前調整をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、他に御質問等がなければ、審議会としまして、本日の修正案については、原案として了承することで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

稲村会長

ありがとうございます。また、今後、国との協議や市町村長への意見聴取により、計画の趣旨に影響を及ぼさないような軽微な修正が生ずる場合は、私と事務局に一任していただければありがたいのですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

稲村会長

ありがとうございます。次に、議題の「(2)その他」ですが、事務局から何かございますか。

相原課長

来年1月中旬に今年度最後の審議会を開催したいと考えております。そのため日程調整を早めさせていただきたいと考えておりまして、今月中にも委員の皆様方にご連絡を差し上げたいと考えております。よろしくご協力をお願いいたします。

稲村会長

次回は今年度最後の審議会となりますので、事前調整をよろしくお願いいたします。

他にございませんか。なければ、以上で本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局

御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、宮城県国土利用計画審議会を終了いたします。